

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

特殊車両の指導取締りを実施します ～道路の安全利用を目指して～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。鳥取河川国道事務所では、鳥取県警察の協力を得て、特殊車両の指導取締りを定期的実施し、許可の有無、許可条件を確認し、違反車両について適正な運行がなされるように指導しています。

この度、**秋の全国交通安全運動**に併せて、特殊車両の指導取締りを実施しますのでお知らせします。

○日 時 : **平成24年9月26日(水) 14:00～16:00**
※雨天等で取締困難な場合は、延期とします。

○実施場所 : 一般国道9号(下り) 大谷チェーン着脱場
(岩美郡岩美町大谷地内 別紙位置図参照)

○協 力 : 鳥取県鳥取警察署

○留意事項 : **取締りに関する報道の解禁は、取締日の16時**とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。当日の取材は可能です。
取材を希望される場合には、事前に下記まで連絡をお願いします。

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL 0857-22-8435 (代表)

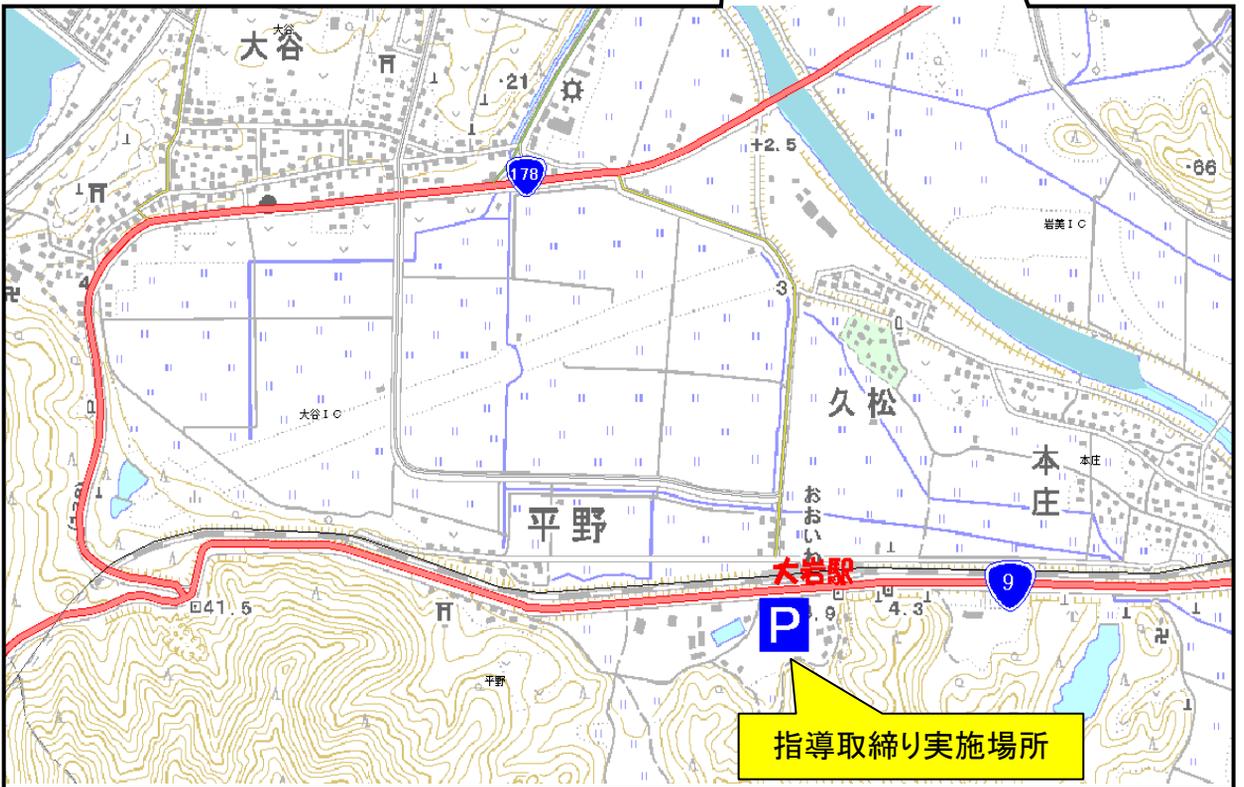
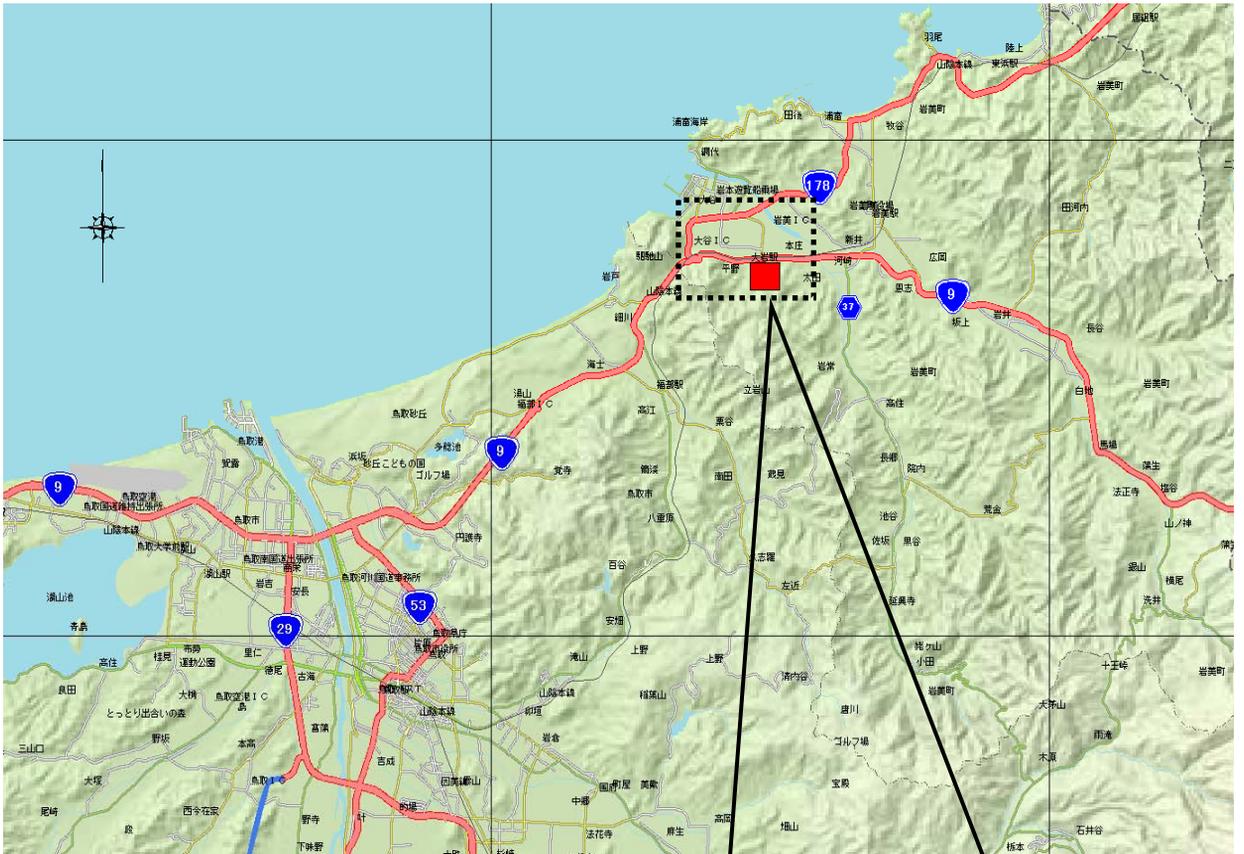
副所長(道路) いのうえ かずひさ 井上 和久

【担当】 道路管理第一課長 こいけ たけみ 小池 健三

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

位置図



特殊車両の指導取締り状況



大型トレーラなどの「特殊車両」の通行には、道路管理者の許可が必要です。

特殊車両通行許可制度とは？

大型トレーラーなどの「特殊車両」は、大型貨物や大量の貨物を輸送するために必要な車で、私たちの暮らしに大変役立っています。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないように、通行には、道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で定められています。（道路法第47条の2第1項）

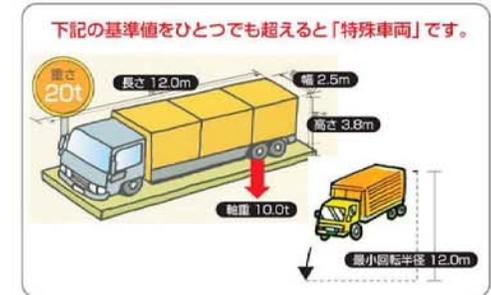
申請手続について

「特殊車両」を通行させようとするときは、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

申請を受け付けた道路管理者は、「特殊車両」の通行の可否について審査を行います。

通行可能と判断された場合は、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけが必要です。



ルール違反車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。このルール違反の車両が、非常に大きな比率を占めている状況にあり、道路や橋に与える影響は多大です。特に、重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。



橋の裏面の様子(床版)



舗装のわだち掘れ



舗装のひび割れ

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

ご案内 オンライン申請の紹介や体験ができるホームページが公開されております。一度、ご覧になってください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR>